

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二（第二条、第三条関係）		別表第二（第二条、第三条関係）	
特 定 計 量 器	一 個 に つ い て の 金 額	特 定 計 量 器	一 個 に つ い て の 金 額
<p>一 （略）</p> <p>二 質量計 イ 非自動はかり （1） 検出部が電気式のもの又は光 電式のものであって、ひょう量 が一トン以下のもの ひょう量が三十キログラム以 下のもの ひょう量が百キログラム以下 のもの ひょう量が二百五十キログラ ム以下のもの ひょう量が五百キログラム以 下のもの ひょう量が五百キログラムを 超えるもの</p>	<p>（略）</p> <p>千円</p> <p>千二百五十円</p> <p>千六百五十円</p> <p>二千円</p> <p>二千三百五十円</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 非自動はかり イ 検出部が電気式のもの又は光電 式のものであって、ひょう量が一 トン以下のもの ひょう量が三十キログラム以下 のもの ひょう量が百キログラム以下の もの ひょう量が二百五十キログラム 以下のもの ひょう量が五百キログラム以下 のもの ひょう量が五百キログラムを超 えるもの</p>	<p>（略）</p> <p>千円</p> <p>千二百五十円</p> <p>千六百五十円</p> <p>二千円</p> <p>二千三百五十円</p>

超えるもの	(2)	(3)
棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	ね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	(1)又は(2)に掲げるもの以外のもの
ひょう量が十キログラム以下のもの	ひょう量が十キログラム以下のもの	ひょう量が五キログラム以下のもの
ひょう量が二十キログラム以下のもの	ひょう量が二十キログラム以下のもの	ひょう量が五十キログラム以下のもの
ひょう量が五十キログラム以下のもの	ひょう量が五十キログラム以下のもの	ひょう量が百キログラム以下のもの
ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	ひょう量が二百五十キログラム以下のもの
ひょう量が五百キログラム以下のもの	ひょう量が五百キログラム以下のもの	ひょう量が五百キログラム以下のもの
ひょう量が一トン以下のもの	ひょう量が一トン以下のもの	ひょう量が一トン以下のもの
ひょう量が二トン以下のもの	ひょう量が二トン以下のもの	ひょう量が二トン以下のもの
ひょう量が五トン以下のもの	ひょう量が五トン以下のもの	ひょう量が五トン以下のもの
ひょう量が十トン以下のもの	ひょう量が十トン以下のもの	ひょう量が十トン以下のもの

百円	百九十円	百五十円	百八十円	二百四十円	三百四十円	五百十円	九百円	千五百円	二千四百五十円	六千百円	七千七百円
----	------	------	------	-------	-------	------	-----	------	---------	------	-------

ロ	棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	ハ	イ又はロに掲げるもの以外のもの
ひょう量が十キログラム以下のもの	ひょう量が十キログラムを超え	ひょう量が五キログラム以下のもの	ひょう量が二十キログラム以下のもの
ひょう量が二十キログラム以下のもの	ひょう量が五十キログラム以下のもの	ひょう量が五十キログラム以下のもの	ひょう量が百キログラム以下のもの
ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	ひょう量が二百五十キログラム以下のもの	ひょう量が二百五十キログラム以下のもの
ひょう量が五百キログラム以下のもの	ひょう量が五百キログラム以下のもの	ひょう量が五百キログラム以下のもの	ひょう量が五百キログラム以下のもの
ひょう量が一トン以下のもの	ひょう量が一トン以下のもの	ひょう量が一トン以下のもの	ひょう量が一トン以下のもの
ひょう量が二トン以下のもの	ひょう量が二トン以下のもの	ひょう量が二トン以下のもの	ひょう量が二トン以下のもの
ひょう量が五トン以下のもの	ひょう量が五トン以下のもの	ひょう量が五トン以下のもの	ひょう量が五トン以下のもの
ひょう量が十トン以下のもの	ひょう量が十トン以下のもの	ひょう量が十トン以下のもの	ひょう量が十トン以下のもの

百円	百九十円	百五十円	百八十円	二百四十円	三百四十円	五百十円	九百円	千五百円	二千四百五十円	六千百円	七千七百円	一万千四百円
----	------	------	------	-------	-------	------	-----	------	---------	------	-------	--------

	ひょう量が二十トン以下のもの	一万四千四百円
	ひょう量が三十トン以下のもの	一万四千四百円
	ひょう量が四十トン以下のもの	一万八千九百円
	ひょう量が五十トン以下のもの	二万千三百円
	ひょう量が五十トンを超えるもの	三万七千九百円
	最小の目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の二倍の額とする。	
ロ	自動捕捉式はかり	
(1)	自動重量選別機	
	ひょう量が六百グラム以下のもの	五万六千七百円
	ひょう量が五キログラム以下のもの	六万七百元
	ひょう量が二十キログラム以下のもの	六万四千百円
	ひょう量が百キログラム以下のもの	八万六千二百円
	ひょう量が百キログラムを超えるもの	八万七千八百円
(2)	(1)に掲げるもの以外のもの	

	ひょう量が三十トン以下のもの	一万四千四百円
	ひょう量が四十トン以下のもの	一万八千九百円
	ひょう量が五十トン以下のもの	二万千三百円
	ひょう量が五十トンを超えるもの	三万七千九百円
	最小の目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあつては、イからハまでに掲げる金額の二倍の額とする。	

別表第四（第二条、第四条関係）	
備考（略） 三十三（略）	ひょう量が六百グラム以下のもの ひょう量が五キログラム以下のもの ひょう量が二十キログラム以下のもの ひょう量が百キログラム以下のもの ひょう量が百キログラムを超えるもの
備考（略）	四万四千元 四万八千元 五万四千四百円 七万三千六百円 七万五千二百円
別表第四（第二条、第四条関係）	
特定計量器 一（略） 二 質量計 イ（略） ロ 自動捕捉式はかり ハ（略）	一件についての金額 （略） （略） 百五十八万四千百円 （略）

別表第四（第二条、第四条関係）	
備考（略） 三十三（略）	（略）
備考（略）	（略）
別表第四（第二条、第四条関係）	
特定計量器 一（略） 二 質量計 イ（略） ロ（新設） （略）	一件についての金額 （略） （略） （新設） （略）

備考 (略)	三〇十六 (略)
	(略)

備考 (略)	三〇十六 (略)
	(略)